

仙台市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

平成二十四年十二月十九日

仙台市長 奥山 恵美子

仙台市条例第六十三号

仙台市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第三十四条及び第十七条第一項の規定に基づき、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第二条 老人福祉法第十七条第一項の規定により条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)に規定する基準(同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第三条 老人福祉法第十七条第一項の規定により条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イを除く。)に規定する基準(同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

2 特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホーム及び同令第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。)の一の居室の定員は、四人以下としなければならない。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。